

農地法第3条の規定による許可申請の手続きについて

申請書の提出期日は、毎月10日を締切日としております

申請書・甲号3枚と乙号1枚を記入してください

甲号様式：譲受人・譲渡人の押印は廃止

乙号様式は 権利を設定又は移転する事由の詳細

契約の内容、譲受人・譲渡人の経営農地面積

譲受人の世帯員の農業従事の状況や農機具等の保有状況を記入

甲号1枚、乙号1枚と添付書類を製本する

甲号2枚は、許可書として交付します

申請書

| NO | 申請書 | 説明 |
|----|----------|-----------------|
| | 様式1-1 甲号 | 必ず必要 |
| | 様式1-1 乙号 | 必ず必要 |
| | 別紙1 | 特例による場合 |
| | 別紙2 | 申請者が農地所有適格法人の場合 |
| | 別紙3 | 申請者がその他の法人の場合 |

申請書の添付書類

| NO | 添付書類 | 説明 |
|----|--------------------------------|---|
| 1 | 登記事項証明書 | 全部事項証明書に限る。申請地に係るもの |
| 2 | 位置図 | 申請地の位置及び付近の状況を示す図面（住宅地図など）※ |
| 3 | 現況地番図 | 法務局備え付けの公図の写しなど※ |
| 4 | 定款又は寄附行為の写し | 権利を取得しようとする者が法人の場合 |
| 5 | 組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し | 農地所有適格法人のうち、農事組合法人又は株式会社の場合 |
| 6 | 承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し | 農地所有適格法人のうち、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が構成員となっている場合 |
| 7 | 農地法第2条第3項第2号へに | 農地所有適格法人のうち、農地法第2条第 |

| | | |
|----|---|---|
| | 該当する構成員と農地所有適格法人との間で締結された契約書の写しなど同号へに該当することを証する書面 | 3項第2号へに該当する者（その農地所有適格法人に農作業の委託を行っている個人）が構成員となっている場合 |
| 8 | 農業経営受託規程 | 農業協同組合が農業経営の受託をする場合ただし、同一の農業委員会の区域内の農地について権利を取得する場合において前に提出した申請書に添付した農業経営受託規程に変更がないときは、年月日付け申請書に添付したものと同一であることを申請書の「その他参考となるべき事項」欄に記載すれば、添付不要 |
| 9 | 使用収益権を有する者等の同意書 | 使用収益権を有する者等以外の者が当該使用収益権を有する地等の所有権を取得する場合申請前6箇月以内のもの（様式第1-8号）※ |
| 10 | 使用収益権を有する者等の権原が差押等の執行後に設定されたことを証する書面 | 使用収益権を有する者等以外の者が当該使用収益権を有する地等の所有権を取得する場合※ |
| 11 | 当該使用収益権を有する地等の所有者の同意書 | 当該使用収益権を有する地等の賃借権等を譲渡又は転貸する場合（様式1-9号） |
| 12 | 真正な権利者であることを証する書面 | (1) 譲渡人等が登記簿の名義人と異なる場合 戸籍謄本、除籍の謄本、遺産分割協議書、相続放棄書等 (2) 譲渡人等の住所等が登記簿の記載と異なる場合 戸籍の附票の写し、住民票の写しなど変遷のわかるもの |
| 13 | 単独申請できる場合に該当することを証する書面 | (1) 競売・公売の場合 期間入札調書又は特別売却調書(2) 遺贈の場合 公正証書(3) 確定判決の場合 判決書(4) 裁判上の和解又は請求の認諾による場合 和解調書(5) 民事調停法による調停が成立した場合 調停調書(6) 家事審判の確定又は家事調停の成立した場合 家事審判書(又は調停調書) |
| 14 | 親権者であることを証する書面 | 未成年者の申請の場合戸籍謄本など |

| | | |
|----|---|---|
| 15 | 営農計画書 | 譲受人が新規就農者及び住所地が他市町の場合(様式第1-10号)※ |
| 16 | その他参考となるべき書類 | 農業委員会が必要と認める場合など 例) 農地所有適格法人の場合: 損益計算書の写し, 総会議事録の写しなど 任意代理の場合, 委任状 |
| 17 | 現在耕作している農地等の面積を証する書面 | 住所のある市町の区域外にある農地等の権利を取得しようとする場合耕作者証明書(様式第1-11号)又は農地基本台帳記載事項証明書等 |
| 18 | 農地の所有者と借り手の使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し | 農地法第3条第3項の規定(解除条件付賃借契約を結ぶこと等の要件を満たせば, 農地所有適格法人以外の法人に使用賃借権又は賃貸借権に限りて権利取得を認める)の適用を受けて許可を受けようとする場合は様式第5号の2の写しの提出は必須。 |

※NO2, NO3, NO9, NO10及びNO15の書類は, 農業委員会が必要と認めた場合添付する。